

南城市文化センター活性化計画作成業務
企画提案公募要領

1. 目的

南城市文化センターは、南城文化の創造と振興に寄与することを目的として設置され、県内で唯一の音楽専用ホールであるシュガーホールと、会議室を備えたコミュニティ供用施設を有する複合施設である。1994年の開館以降、施設管理や貸館業務だけでなく、文化芸術の発信拠点として、鑑賞コンサート、ミュージカル、芸能公演、学校ワークショップ、合唱団育成等、様々な文化事業を展開してきた。

2019年4月1日より、指定管理者制度を導入したことを受け、南城市文化センターの新たな5年間の目標を定める活性化計画を作成する。

作成・調査の手法において、専門的な知識や技術を要することから、企画提案型のプロポーザル方式により、経験豊かな民間業者等の公募を実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

南城市文化センター活性化計画作成業務

(2) 業務内容

本業内容については、別紙「南城市文化センター活性化計画作成業務仕様書」(以下、「仕様書」という。))を参照すること。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年3月25日までとする。

(4) 提案上限額

¥ 3,999,600—(消費税及び地方消費税込)

※提案内容にかかわらず、この上限価格を超える提案は受けない。また、各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。

※この金額は、予定価格であり、実際の契約金額とは異なる。

3. 参加資格要件

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる条件をすべて満たす者を対象とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有する法人であること。
ただし、コンソーシアムによる共同提案の場合は代表者が条件を満たしていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 業者選定前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分から2年経過していること。
- (4) 公告の日から過去3か年以内に南城市から契約解除をされていないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (10) 南城市建设工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年告示第59号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること、
- (11) 打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。

4. 事務局

本公募に係る事務局は以下の通りとする。

(事務局)

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所3階

南城市企画部まちづくり推進課（担当：新垣）

電話098-917-5394 FAX098-917-5424（共通）

E-mail machi@city.nanjo.okinawa.jp

5. 提案参加申込手続き

(1) 提出書類

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑧（順に綴込）を提出すること。

コンソーシアムによる共同提案の場合は、①、②、⑤、⑥、⑧は代表事業者で提出。③、④、⑦は構成事業者すべてについて提出すること。

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② プロポーザル参加申込書（様式2）
- ③ 提案者概要説明書（様式3）
- ④ 業務経歴書（様式4）
- ⑤ 本業務に係る実施体制（様式5）
- ⑥ 誓約書（様式6）
- ⑦ 定款の写し（任意様式）
- ⑧ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

- ・①の提出書類（様式1）
1部
- ・②から⑧の提出書類（様式2～6及び定款の写し、見積書）
9部（正本1部、副本8部） *副本は正本の写しで構わない。

(3) 提出期限

- ・①の提出書類（様式1）

令和元年9月26日（木）午後5時まで（必須）

- ・②から⑧の提出書類（様式2～6及び定款の写し、見積書）

令和元年10月11日（金）午後5時まで（必着）

（4）提出先

事務局に提出すること

（5）提出方法

持参によるものとし、午前9時から午後5時までに提出すること。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。その場合は、「参加辞退届」（様式8）を1週間以内に提出すること。

6. 提案の方法

（1）提出書類並びに留意事項

①企画書 A4判（縦又は横）

②南城市文化センター活性化計画を作成する上での考え方・アイデアを仕様書の業務内容に順じて提案すること。

③記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

④別紙「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。

⑤見積書は、仕様書の業務内容ごとに積算内訳を記載すること。（任意様式）

（2）提出部数

9部（正本1部、副本8部）を提出。＊副本は正本の写しで構わない。

（3）提出期限

令和元年10月11日（金）午後5時必着

（4）提出先

事務局に提出すること

（5）提出方法

持参によるものとし、午前9時から午後5時までに提出すること。また、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなす。その場合は、「参加辞退届」（様式8）を1週間以内に提出すること。

7. 質問及び回答

企画提案等に関する質問は、「質疑事項」（様式7）により、事務局へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

（1）電子メール以外での質疑は受け付けない。

（2）質疑の提出締切は、令和元年10月3日（木）午後5時までとする。

（3）質疑に対する回答は、参加提案申込書を提出した全参加業者に対し電子メールにて回答を行う。

8. 受託者審査選定方法

（1）基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第4条の規定に基づき、南城市文化センター活性化計画作成業務選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、提案内容

を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受注候補者として選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①事務局による審査

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認し、導入実績や実施体制について評価する。(参加資格要件の確認結果については提案書提出期限までに電子メールにて通知します。)

②選定委員による審査

応募書類、提案書及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき評価項目毎に企画提案の内容を審査、総合評価する。各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。ただし、応募者が5社以上の場合は提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーションにより評価する。

【評価審査項目】

(ア) 会社概要、実績及び体制(事務局評価を選定委員にて承認)

(イ) 仕様書等に対する提案内容の適格性

(ウ) 業務に対する意欲的な姿勢

(エ) 適正なスケジュール

(オ) 委託費用の妥当性

(カ) その他の新しい提案

③受注候補者の決定

①の審査を通過した②の評価点を最も高く獲得した者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2以上ある場合は、選定委員会にて審査し、順位決定する。

(4) プレゼンテーション

①実施要領

(ア) 1事業者につき、30分の持ち時間とする。〔提案内容説明20分、質疑10分〕ただし、提案者の数によっては変動することがある。詳細な時間は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは、提案書等の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

(キ) プレゼンテーション当日は実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②実施日(予定)

日時：令和元年10月17日(木) ※時間についてはメールにて別途通知。

場所：南城市役所

用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、電源コードリールについては市で用意する者を使用して構わない。※事前に動作確認したい場合には連絡すること。

9. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

- ①評価委員の審査後、全応募者に対し1週間以内に文書にて通知する。ただし、審査結果については、意義の申し立ては受け付けない。
- ②受注候補者に選定された者は、速やかに本市と契約交渉にあたること。
- ③選定されなかった者は、選定委員に対して書面により、その理由について説明を求めることができるものとする。なお、書面は前項の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

(2) 契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様・価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

10. 参加の辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「参加辞退届」（様式8）を提出すること。提出にあたっては次の点に留意すること。

- (1) 持参によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。
- (2) 午前9時から午後5時までに提出すること。

11. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は失格とする。

- (1) プロポーザルへの参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合。
- (2) 虚偽に内容が記載されている場合
- (3) 定められた提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの。
- (5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- (7) 契約を締結できない、または締結の意思が認められないもの。
- (8) 見積上限額（税込）を超える見積金額で積算された提案書。
- (9) 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらと密接な関係を有することが判明した場合。
- (11) 審査決定から契約締結日までの期間において、南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱の規定による指名停止等の措置を受けた場合。

12. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。また、返却も行わない。
- (4) 提案書は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。

- (6) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し
情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加表明が1社の場合は、その提案内容等を評価委員で審査し、本業務を委託
可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。

13. スケジュール一覧

	項 目	日 程
1	公募要領等の公開・掲示	令和元年9月20日（金）から 令和元年10月11日（金）まで
2	プロポーザル参加表明受付	令和元年9月20日（金）から 令和元年9月26日（木）まで
3	プロポーザル参加申込書等受付	令和元年9月20日（金）から 令和元年10月11日（金）まで
4	企画提案等に関する質問受付	令和元年9月27日（金）から 令和元年10月3日（木）まで
5	企画提案等に関する質問回答	質問受付後、全応募者に対し速やかに 回答
6	企画提案書提出受付期間	令和元年9月20日（金）から 令和元年10月11日（金）まで
7	プレゼンテーション審査	令和元年10月17日（木）予定
8	審査結果の通知	選定後1週間以内に文書にて通知